取扱基準

事由	判断基準	期間
途中転居	通学区域の異なる地区に転居し、従前の学校へ 引き続き通学を希望する場合	申出期間
転居予定	住宅の新築等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合	適当と認められる期間
留守家庭	保護者の就労状況等により、下校後に保護する ものがなく、預かり先等がある区域の学校へ通 学を希望する場合	申出期間
身体的理由	病気等の身体的理由で通学、通院の利便性、安 全性について配慮する必要がある場合	申出期間
その他教育的配慮	いじめや不登校などにより在学校への就学が 困難と認められる場合	- 申出期間
	指定校変更の許可を受けている兄弟姉妹と同 じ学校への通学を希望する場合	
	その他特別な事情があり教育委員会が適当であると認める場合	適当と認められる期間